

ワークセンター松阪指定管理者募集に係る質問への回答について（令和4年8月25日分）

	該当資料	質問	回答
1	質問回答（令和4年8月9日分）3 行政財産目的外利用により～	入居団体は光熱水費が含まれている行政財産目的外使用料を市に収めているとのことですが、指定管理者が施設に係る水光熱費を一旦全額支払ったのち、入居団体が収めた行政財産目的外使用料のうちの光熱水費分は指定管理者に対して市から清算があるということでしょうか。	指定管理料上限額の算出において、入居団体の使用する光熱水費も含んだ形で積算をしています。 入居団体分の光熱水費は清算せず指定管理者が全額ご負担いただきます。
2	質問回答（令和4年8月15日分）別紙2委託業務一覧及び仕様書別紙1	委託業務一覧及び“保守及び維持管理業務仕様書”の中に特殊建築物等定期調査が見当たりませんが、本施設は対象外という認識でよろしいでしょうか。	特殊建築物等定期調査については実施が必要でございますが、市の担当部署において実施いたします。
3	質問回答（令和4年8月15日分）別紙3貸館収入内訳一覧	拡声設備や体育設備等、設備器具の貸出を実施しているかと思いますが、設備器具に関する収入科目が見当たりません。こちらの貸出実績があればご教示ください。また、その他にも本施設にかかる収入がございましたら併せてご教示ください。	設備器具に関する収入科目については、20220825_【別紙1】松阪市勤労者総合福祉施設条例施行規則 別表（第6条関係）のとおりです。貸出実績につきましては別での集計がなくお示しできません。 他の収入科目はございません。
4	募集要項別紙1 松阪市と指定管理者との責任分担表	備品等の損傷 No.33 経年劣化によるもの（市に帰属のもの）（予め取り決めた額以下のもの）は松阪市負担、同No.34 経年劣化によるもの（市に帰属のもの）（上記以外のもの）は指定管理者負担となっていますが、募集要項P10にあるように1件10万円以下のものが指定管理者の負担という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり備品の修繕に関しましては、1件10万円以下のものが指定管理者の負担となります。10万円以上部備品修繕については、10万円を指定管理者が負担し、超過分を市が負担します。